

「権利行使の在り方に関する調査研究」 「特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究」

平成26年11月
特許庁

背景

- 標準技術やパテントプールを利用して市場シェアの拡大を狙う企業や、強大な市場支配力を背景にライセンス交渉を行う企業の出現など、企業戦略が多様化している中、特許権等の権利行使の在り方について様々な考察がなされているところであるが、必ずしもその実態が明らかになっていない。
- 上記のような議論においては、知的財産権と競争法との関係が国内外で注目されているところ、実態等を調査・分析することが求められている。

調査研究の概要

過去の権利行使の実態の調査や、国内外の裁判例や議論等を踏まえ、今年度は、競争法の観点から知的財産権の適切な権利行使の在り方について調査を行う。

具体的には、我が国及び主要国の知的財産権の競争法上の取扱い及び規制内容についての比較検討、競争法的観点から見た知的財産権の活用の実態についての把握などを通じて、知的財産権の活用における課題整理を行う。

例えば以下の様な観点について調査研究を行う予定。

- ・差止請求を前提としたライセンス交渉について
- ・特許権の集約を背景としたライセンス交渉について
- ・標準必須特許に関する差止請求について
- ・非係争条項の扱いについて

<調査手法>

文献調査

海外各国を含めた、知的財産権の競争法上の取扱い、訴訟等の実務を予定。

国内アンケート

ライセンス契約等を実施している企業、大学1,000者程度を予定。

国内ヒアリング

電機、情報通信系を含む企業、大学等15者程度を予定。

海外ヒアリング

米・欧・独・英・中等、5カ国・地域程度の法律事務所・事業者・競争当局・有識者を予定。

スケジュール

平成27年3月上旬に調査結果とりまとめ。

背景

- 我が国企業における特許権等の紛争解決の実態については、様々な考察がなされているところであるが、必ずしもその全体像が明らかになっていない。
- 産業構造審議会知的財産分科会とりまとめや知的財産推進計画2014において、特許権等の紛争の発生から解決に至る全体的な実態等を調査・分析することが求められている。

調査研究の概要

特許庁では、我が国における特許権侵害等の紛争発生から解決まで(訴訟外交渉、ADR、侵害訴訟、訴訟上の和解を含む)の全体的な実態を把握するため、以下の通り調査を行う。

<調査手法>

国内アンケート

- ・企業における紛争発生と解決の実態／当事者からみた侵害訴訟・和解の評価／我が国企業からみた海外の紛争解決実態等について調査。
<我が国企業等1,000者程度>

国内ヒアリング

- ・企業における紛争発生と解決の実態を調査
<我が国企業等10者>
- ・代理人としてみた訴訟外交渉・ADRでの解決の実態や侵害訴訟・和解の評価等を調査
<弁護士事務所等10者>

判決・和解の調査

- ・我が国における特許権等の侵害訴訟の判決を分析
- ・我が国における特許権等の侵害訴訟上の和解の分析(裁判所の協力の下、実施予定)

その他

- ・海外情報調査／海外質問票調査(調査対象国: 米国、英国、独国、中国、韓国)
- ・裁判外紛争解決機関(ADR)に関する調査

スケジュール

平成27年3月上旬に調査結果とりまとめ。